令和7年度

第4回第二農地部会定例会議事録

令和7年7月30日(水)

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

令和7年度 第4回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和7年7月30日(水)午後4時14分 会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

1番	長井	3番	竹原	5番	橋本
7番	滝沢	8番	小山	10番	五十嵐
11番	笠原	12番	長瀬	17番	髙波
19番	田鹿	19番	中嶋	21 番	大島

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

(安塚区)	松苗	和栗	
(浦川原区)	井部	藤村	
(大島区)	小山	髙橋	
(牧 区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	佐藤	小林	平野
(大潟区)	細谷		
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	常山	石野	

2 欠席委員

- (1) 農業委員…なし
- (2) 農地利用最適化推進委員…(三和区) 福原 髙橋
- 3 職務のため出席
- (1) 事務局員

4 4247.42		
安塚区駐在室	主 任	岩崎
浦川原区駐在室	主 任	中部
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	主 任	樋口
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	主 任	上田
大潟区駐在室	主 任	太田
頸城区駐在室	主 任	閏間
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

- 4 会議に附した事件
- (1)議事録署名委員の氏名

17番 髙波 19番 中嶋

- (2)審議案件
 - ①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について

- ②浦川原区駐在室管内分
 - 議案第1号 農地法第3条許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について

③大島区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

④牧区駐在室管内分

議案第1号 農用地利用集積等促進計画案 (一括契約) に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

- ⑥大潟区駐在室管内分
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農用地利用集積等促進計画案 (一括契約) に対する意見について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について

⑨三和区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について

【1. 開会】 午後4時14分

柿崎区

それでは、これより令和7年度第4回第二農地部会定例会を開催いたします。

駐在室長

【2. 部会長あいさつ】

柿崎区

会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。

駐在室長

(笠原部会長あいさつ)

柿崎区 駐在室長 それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。

【3. 資格審查報告】

議長

事務局から資格審査報告をお願いします。

柿崎区 駐在室長 本日は、出席委員 12 名全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規 定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数 19 名の内、出席推進委員 17 名、欠席推進員 2 名です。

【4. 議事録署名委員の指名】

議長

次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

17番 髙波委員、 19番 中嶋委員を指名いたします。

【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】

議長

議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。

ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。

18番 田鹿委員の発声でお願いいたします。

(上越市農業委員会憲章の唱和)

【6.議事】

議長

それでは、議案の審議に入ります。

≪安塚区駐在室の議案≫

議長

最初に安塚駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号2129番から2133番までの5件を報告します。事務局の説明を求めます。

安塚区

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。

議案書は1頁と2頁をご覧ください。

1頁、番号 2129 番から 2 頁、2133 番までの 5 件については、いずれも耕作者の 労力不足のための合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定で す。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

て」、利用権設定、番号 2105 番から 2106 番の 2 件を上程します。

議長

<議案第1号 農用地利用集積等促進計画案 (一括契約) に対する意見について> 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案 (一括契約) に対する意見につい

事務局の説明を求めます。

安塚区 駐在室 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、ご説明いたします。

議案書は、3頁をご覧ください。

番号 2105 番、2106 番の 2 件とも「地域計画内」の案件で、改正前の基盤強化促進法に基づく相対契約の期間満了に伴い、農地中間管理機構を介して、新たに利用権を設定するものです。具体的な対象農地は 4 頁の対象農用地リストのとおりです。

こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

本議案は、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2 号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

≪浦川原区駐在室の議案≫

議長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2501番の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。

浦川原区 駐在室 浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

1頁、番号 2501 番をご覧ください。

譲受人が購入した住宅に隣接する農地を売買により所有権移転し、家庭菜園として利用するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

確認された委員の説明を求めます。

藤村委員

事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

大島委員

議案第1号の備考欄に総額50,000円と記載があるが、10aあたりの47,619円の記載は、誤りではないか。

浦川原区

総額 50,000 円が正しい。10a あたり 476,190 円となります。

駐在室

大島委員 了解した。

議長

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号2501番の1件を上程 します。事務局の説明を求めます。

浦川原区 駐在室

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。 2頁、番号2501番をご覧ください。

番号 2501 番は、浦川原区中猪子田地内の農地を住宅の「進入通路及び堆雪場」 として利用するものです。

3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 譲受人は、隣接する宅地及び空き家となっていた住宅を譲受することとなり、今 まで譲渡人が進入通路として使用していた申請農地を取得し、住宅への進入通路及 び堆雪場として使用するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当 することから、第2種農地と判断いたしました。

転用に当たり、生活雑排水は発生せず、雨水排水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長 賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について>

議長

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、番号2512番から2515番の4件を上程します。

番号 2512 番から 2515 番は、田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いいたします。

(田鹿委員退席)

議長

それでは、田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

浦川原区 駐在室

議案第3号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定4件をご説明いたします。

議案書は5頁をご覧ください。

議案の対象農地につきましては、6頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、田鹿委員に関連する利用権設定 4 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

(田鹿委員復席)

議長

< 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について> 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見につい

て」、番号 2501 番と 2502 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。

浦川原区

駐在室

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について」、耕作者の変更2件をご説明いたします。

議案書は、7頁から8頁をご覧ください。

7頁の番号 2501 番、2502 番の 2 件は「地域計画内」の案件で、具体的な対象農地は8頁の対象農用地リストのとおりです。

2 件とも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の 現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものです。

いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

本議案の2件は、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

≪大島区駐在室の議案≫

議 長 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2905番の1件を上程しま す。事務局の説明を求めます。

大島区 大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 駐在室 議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

1頁、番号2905番をご覧ください。

譲受人が購入した住宅に隣接する農地を売買により所有権移転し、家庭菜園として利用するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。

以上です。

確認された委員の説明を求めます。

滝沢委員

事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

≪牧区駐在室の議案≫

議長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

議長

議案第1号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号3307番から番号3313番の7件を上程します。事務局の説明を求めます。

<議案第1号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について>

牧 区駐在室

牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。

こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権設定です。

それでは、まず「地域計画内」でありますが、議案書は1頁から2頁、番号3307番から番号3312番の6件をご覧ください。

今回の対象農地につきましては、3頁から4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。

こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2 号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。

次に「地域計画外」であります。議案書は5頁、番号3313番の1件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、6頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。

こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農 振白地の農地でありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実 現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

≪柿崎区駐在室の議案≫

議 長 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号 3764番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。

柿崎区

柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いた します。1頁、番号3764番をご覧ください。

合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ売却です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号3728番から3731番の4件を上程します。事務局の説明を求めます。

柿崎区

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

駐在室

2頁、番号 3728 番から 3731 番をご覧ください。

番号 3728 番は、譲受人が譲渡人所有の中古物件の取得と併せて農地を取得し、家 庭菜園として利用するものです。

番号 3729 番は、譲渡人が離農するため、経営規模を拡大したい譲受人が農地を取得するものです。

番号 3730 番は、譲渡人が高齢により、耕作が困難となったため、家庭菜園として利用する譲受人へ譲り渡すものです。

番号 3731 番は、譲渡人が高齢となり、後継者もなく、農地の維持管理が困難となったため、譲受人が相手方の要望に応じたものです。

譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」 に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満 たしているものと判断しました。

以上です。

議長

確認された委員の説明を求めます。

長井委員

事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について>

議長

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号3702番の1件を上程 します。事務局の説明を求めます。

柿崎区

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

駐在室

3頁、番号3702番をご覧ください。

柿崎区水野地内の農地を「農業用作業所」に転用するものです。

4 頁に位置図、5 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 申請者は、柿崎区内で農業を営んでおり、経営規模の拡大を予定しております が、作業スペースが不足していることから、申請農地を取得し、農業用作業所を建 築するものです。申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小 規模な農地であるため、農地区分は、第2種農地に該当するものと判断しました。

土地利用計画は、農業用作業所 1 棟、建築面積 219.99 ㎡で建蔽率は 42.72%です。工事計画は、令和 7 年 8 月 10 日から令和 7 年 10 月 18 日までです。

転用にあたり、雨水は自然浸透することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断しました。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

≪大潟区駐在室の議案≫

議長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議長

議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号4646番から4650番の5件を報告します。事務局の説明を求めます。

大潟区

大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

それでは1頁、番号 4646 番から 2 頁、4650 番の 5 件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。

いずれも合意による解約であり、中間管理機構への貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議長

<議案第1号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見ついて> 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見ついて」、 利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 4653 番から 4678 番の 26 件 を上程します。

大潟区 駐在室

それでは、まず「地域計画内」でありますが、3頁、4653番から5頁、4665番の13 件をご覧ください。

議案の対象農地につきましては、6頁から7頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。

次に「地域計画外」であります。8頁、4666番から10頁、4678番の13件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、11頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。

こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地でありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

≪頸城区駐在室の議案≫

議長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について>

議長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号5302番、5303番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。

頸城区 駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

1頁、番号 5302番、5303番をご覧ください。

番号 5302 番は、頸城区舟津地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。

2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 受人は、アパートに居住していますが、家族が増えて生活スペースが手狭になっ たことから、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。

農地区分は、上・下水道、ガス管のうち2つ以上が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育、医療、公共施設が存在することから、第3種農地と判断いたしました。なお、本件では、頸城中学校、大瀁小学校、ユートピアくびき希望館がそれらの施設に該当します。

転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水で処理し、雨水排水は地下浸透及び道路側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

番号 5303 番は、頸城区川袋地内の農地を資材置場として利用するものです。 4 頁に位置図、5 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 受人は、立木の伐採などを主な業務とした便利屋を営んでおります。

現在使用している資材置場は借地であり、この度、地主から土地の返還を求められ、早急に代替資材置場を確保する必要が生じたことから、申請農地を取得し、資材置場として使用するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。

転用に当たり、生活雑排水は発生せず、雨水排水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

議長

<議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について>

議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号5303番から5304番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。

頸城区 駐在室

はじめに、「地域計画内」について説明します。

6頁、番号5303番をご覧ください。

議案の対象農地につきましては、7頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。

次に、「地域計画外」について説明します。

8頁、番号5304番をご覧ください。

議案の対象農地につきましては、9頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。地域計画外の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地でありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

≪吉川区駐在室の議案≫

駐在室

議長

議 長 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号6371番から6376番の6件を報告します。事務局の説明を求めます。

吉川区 吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。

それでは1頁、6371番から2頁、6376番の6件をご覧ください。農地の利用権 設定に関する解約届出の受理報告です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕は4件、中間管理機構へ貸付が2件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について>

議案第1号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 6230 番から 6258 番の 29 件を上程します。事務局の説明を求めます。

吉川区それでは、まず「地域計画内」でありますが、3 頁、6230 番から 5 頁、6242 番駐在室の 13 件をご覧ください。

議案の対象農地につきましては、6 頁から8 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2 号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。

次に「地域計画外」であります。9頁、6243番から12頁、6258番の16件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、13頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。

こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地でありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8641番から番号8644番までの4件を上程します。事務局の説明を求めます。

三和区 駐在室 議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。

議案書は1頁、番号8641番から番号8644番までをご覧ください。

番号8641番から番号8643番までの3件は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。

譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」 に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満 たしているものと判断しました。

また、契約更新で耕作人が変わらないことから現地確認は行わず、航空写真で確認いたしました。

番号 8644 番は、隣接する宅地を購入した譲受人が家庭菜園を目的として農地を取得するものです。

譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」 に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満 たしているものと判断しました。

以上です。

議 長 確認された委員の説明を求めます。

五十嵐委員 事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(替成の委員は挙手)

<議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見ついて>

議長

議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見ついて」、利用権設定、番号8606番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。

三和区 駐在室 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見ついて」利用 権設定1件を説明します。議案書は、2頁をご覧ください。

議案書の対象農地につきましては、3頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。

「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

議長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

【7. その他】

笠原部会長

事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

笠原部会長

何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦労様でした。

柿崎区

笠原部会長、ありがとうございました。

駐在室長

【8. 部会長職務代理あいさつ】

柿崎区

駐在室長

閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。

(田鹿職務代理あいさつ)

【9. 閉会】

柿崎区 駐在室長 以上をもちまして、令和7年度第4回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。

午後5時04分終了